

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

【いじめ防止対策推進法】より

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめます。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

ア 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けます。

イ 様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守ります。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。

エ 学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知等に加え、学習端末等を活用し、生徒がいつでもいじめを訴えやすい体制をつくとともに、家庭・地域・関係諸機関と連携をして生徒を見守ります。

- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたります。
- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
 - ウ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導します。
 - エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。
 - オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、支援を行います。
 - カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、生徒の命や安全を守ることを最優先に直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア 中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守っていきます。
- イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて支援・指導・助言に活かすようにします。
- ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ア 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置等をとります。
- イ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求めます。
- ウ 生徒が悩みを抱え込むことのないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知します。
- エ 生徒のインターネット上のいじめの防止については、インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、ネットリテラシーや情報モラル教育を推進するとともに、保護者への啓発活動を行います。

4 いじめ問題に取り組むための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。